広川町農業委員会

第35回総会議事録

令和5年6月5日

# 広川町農業委員会第35回総会議事録

令和5年6月5日広川町農業委員会第35回総会が広川町役場3階301・302号会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

議案第3号 令和5年度最適化活動の目標設定及び令和4年度農業委員会の農地利用の 最適化の推進の状況その他事務の実施状況について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地集積計画の承認について

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

# 農業委員

成木女只			
議席	氏 名	議席	氏 名
会長	大 石 義 勝	6	馬場敦子
会長代理	古賀秀之	7	渡邉和江
欠	中 村 和 浩	8	鐘ケ江 百合子
2	中 村 正 明	9	山 﨑 義 史
3	山 村 佳代子	1 0	稲 員 雅 史
欠	梅本康孝	1 1	野田光浩
5	丸 山 敬二郎	1 2	渡邊鉄也

# 農地利用最適化推進委員

	水過円配と支兵	1	I
議席	氏 名	議席	氏 名
欠	田中秀典	8	弓 削 和 幸
2	重 野 秀 夫	9	舩 越 誠 治
3	鹿田勝師	1 0	野田隆文
4	萩 尾 喜久夫	1 1	山 下 淳
5	丸 山 和 幸	1 2	中島和彦
6	馬場啓介	1 3	牛 島 信 二
7	中島康則		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

事務局長 山下 誠紀 書記 川村 亮二 熊添 博 江原 俊亮

会長代理 古賀秀之 開会のあいさつ

事務局 出席委員の報告後、出席委員の過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議 長 本日は、報告事項3件、議案第1号5件、議案第2号8件、議案第3号1件、議案 第4号1件です。慎重なる審議のほどをよろしくお願いします。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてお願いします。 次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第 13条第2項の規定により、7番 渡邉和江 農業委員、12番 渡邉鉄也 農業委員を指名 し審議に移ります。報告事項1利用権を設定した農地の合意解約通知について順位1から順位4一括して事務局の説明をお願いします。

事務局説明 順位 1 大字吉常 借受人:■■ ■■、貸付人:■■ ■■ 解約理由 耕作者の都合により解約後は別の農家が耕作。順位 2 大字太田 借受人:■■ ■■、貸付人:■■ ■■、貸付人:■■ ■■、貸付人:■■ ■■、貸付人:■■ 財作者の都合により解約後は別の農業法人が耕作。順位 3 大字広川 借受人:■■ ■■、貸付人:■■ ■■ 耕作者の都合により解約後は別の農家が耕作。順位 4 大字広川 借受人:■■ ■■、貸付人:■■ ■■ 耕作者の都合により解約後は別の農家が耕作。

議 長 事務局の説明が終わりました。報告事項1 順位1から順位4について質問意見等ありましたらお願いします。

# 委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので次に移ります。報告事項2 農地法第18条6項の規定による通知について順位1から順位4事務局の説明をお願いします。

事務局説明 順位1大字一條 他1筆 借受人:■■ ■■、貸付人:■■ ■■ 解約理由 耕作者の都合により解約し解約後は新規就農者が借受ける旨説明。

順位 2 大字藤田 他 2 筆 借受人:■■ ■■、貸付人:■■ ■■ 解約理由 耕作者の都合により解約し解約後は地権者が耕作する予定。順位 3 大字藤田 借受人:■■ ■■、貸付人:■■ ■■ 解約理由 地権者の都合により解約し解約後は地権者が耕作する予定 順位 4 大字藤田 借受人:■■ ■■、貸付人:■■ ■■ 解約理由 地権者の都合により解約し解約後は地権者が耕作する予定

議 長 事務局の説明が終わりました。報告事項 2 順位 1 から順位 4 について質問意見等ありましたらお願いします。

# 委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので次に移ります。報告事項3 使用貸借権を設定した農地の 返還通知について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 順位 1 大字久泉 他 2 筆 借受人:■■ ■■、貸付人:■■ ■■ 解約理由 農地転用のため。

議 長 事務局の説明が終わりました。報告事項3 順位1について質問意見等ありました らお願いします

#### 委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので次に移ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可 申請に関する件について事務局の説明をお願いします。 事務局説明 順位1大字六田 譲受人:■■ ■■、譲渡人:■■ ■■ 申請理由 売買。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明をお願いします。

3番 鹿田勝師 推進委員 申請地は只今事務局から説明がありましたとおりで、申請人の 田中さんは、取得後は野菜を栽培されるということですのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見 等ありましたらお願いします。

### 委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

# 委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし次に進みます。順位2及び順位3については一括して事務 局の説明をお願いします。

事務局説明 順位 2 大字日吉 譲受人:  $\blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare$ 、譲渡人:  $\blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare$  (持分 1/2)  $\blacksquare \blacksquare \blacksquare$  (持分 1/2) 申請理由 交換。 順位 3 大字日吉 譲受人:  $\blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare$  (持分 1/2)  $\blacksquare$   $\blacksquare \blacksquare$  (持分 1/2) 意渡人:  $\blacksquare \blacksquare \blacksquare$  、申請理由 交換。

議長事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明をお願いします。

5番 丸山和幸 推進委員 申請地は前回、農地転用の許可取消された案件で現況と図面が違っておりましたので、現況に合わせてお互いで交換されるということですのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位2及び順位3について質問意見等ありましたらお願いします。

#### 委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 2 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし順位3について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員举手。

議 長 全会一致で認める事とし次に移ります。順位4及び順位5については一括して事務 局の説明をお願いします。

#### 8番馬場啓介推進委員退席

事務局説明 順位 4 大字久泉字 他 1 筆 讓受人:  $\blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare$ 、譲渡人:  $\blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare$  申請理由 売買。順位 5 大字久泉字 他 2 筆 讓受人:  $\blacksquare \blacksquare \blacksquare \blacksquare$ 、譲渡人:  $\blacksquare \blacksquare \blacksquare$  申請理由

売買。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明をお願いします。

9番 舩越誠治 推進委員 事務局から説明がありましたとおり、転用計画されている農地を外して申請されるものですのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位4及び順位5について質問意見等ありましたらお願いします。

## 委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位4について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員举手。

議長 全会一致で認める事とします。順位5について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員举手。

議 長 全会一致で認める事とし次に移ります。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

#### 8番馬場啓介推進委員着席

事務局説明 順位 1 大字六田 譲受人:■■ ■■ 譲渡人:■■ ■■ 申請理由 一般住宅用地

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明をお願いします。

3番 鹿田勝師 推進委員 只今事務局から説明がありましたとおりで申請地は宅地に接しており、水利関係の同意も取れておりますのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見 等ありましたらお願いします。

#### 委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし次に移ります。順位2について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 順位 2 大字日吉 譲受人:■■ ■■ 譲渡人:■■ ■■ 申請理由 一般住宅用地

議長事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明をお願いします。

5番 丸山和幸 推進委員 申請地の周囲は、アパートや住宅があり宅地に転用されるにあたり何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位2について質問意見 等ありましたらお願いします。

# 委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位2について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議長 全会一致で認める事とし次に移ります。順位3について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 順位 3 大字久泉 譲受人:■■ ■■ 譲渡人:■■ ■■ 申請理由 農家住宅用地

議長事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明をお願いします。

8番 馬場啓介 推進委員 申請地につきましては事務局から説明がありましたとおりです。 申請人は親子で譲受人の■■ ■■さんの農家住宅用地に転用されるもので水利承諾も取ら れており何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位2について質問意見 等ありましたらお願いします。

- 8番 鐘ケ江百合子 農業委員 譲受人の■■ ■■さんは何を耕作されていますか?
- 8番 馬場啓介 推進委員 吉常でブドウを作られています。
- 3番 山村佳代子 農業委員 申請地は、野菜を作られるということで取得されておりましたが一度も野菜は作付けされてないと思いますが。今回は取得された農地全部を転用されるんでしょうか。

事務局 はい、そうです。

7番 渡邉和江 農業委員 3年3作という決まりがあるなら守るべきではないんでしょうか。

事務局 3年3作という申し合わせを農業委員会でしておりますが、今回は親子関係での転用申請でありますので申請書を受理しております。

7番 渡邉和江 農業委員 今後も、取得されて3年以内に申請があった場合どうされるんでしょうか。

事務局 3 = 3 作も法的に決められたものではなく、転売等を抑制するために農業委員会の申し合わせで決めております。

2番 中村正明 農業委員 八女市や筑後市でも申し合わせで3年3作を決めているんですか。

事務局 たぶん、他市町村でも申し合わせで決められていると思います。

10番 稲員雅史 農業委員 譲受人の■■ ■■さんは、現在アパートに住まれ広川町で就農され頑張っておられますので今回はやむを得ないと思います。

議 長 他に質問意見等はありませんか。

委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位3について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員举手。

議長 全会一致で認める事とし次に進みます。順位4について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 順位 4 大字久泉 譲受人:■■ ■■ 譲渡人:■■ ■■ 申請理由 特定建築条件付売買予定地 (11 区画)

議長事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明をお願いします。

8番 馬場啓介 推進委員 申請地は、昨年12月の総会で隣接地の竹林を伐採した置場で一時転用をされていた農地です。申請地は、下水道が整備されていませんので合併浄化槽により排水される計画になっており水利承諾も取られておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位4について質問意見 等ありましたらお願いします。

3番 山村佳代子 農業委員 申請地は、道路より低かったように思いますが盛土をされる んでしょうか。

事務局 申請地内に道路を設置されるので、それ程盛土はされないと思います。

7番 渡邉和江 農業委員 特定建築条件付について説明をお願いします。

事務局 通常は建売住宅として業者が売買されますが、特定建築条件付というのは一定期間内であれば買主が自由に他の建築業者と契約され建築できるということです。

8番 鐘ケ江百合子 農業委員 申請地周辺には住宅が建っておりますが大雨等の災害は心配しなくていいんでしょうか。

8番 馬場啓介 推進委員 申請地の西に久泉のマンションがありますがそこの排水路が整備されておりますので、そこに接続されるということですので問題はないと思います。

議長の他に質問意見等はありませんか。

委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位4について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員举手。

議 長 全会一致で認める事とし次に進みます。順位 5 及び順位 6 について一括して事務局 の説明をお願いします。

## 8番馬場啓介推進委員退席

事務局説明 順位 5 大字久泉字 譲受人:■■ ■■ 譲渡人:■■ ■■ 申請理由 社宅 用地 順位 6 大字久泉 譲受人:■■ ■■ 譲渡人:■■ ■■ 申請理由 社宅用地

議長事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明をお願いします。

9番 舩越誠治 推進委員 8番馬場啓介推進委員関連の案件ですので私が説明させていただきます。申請地の場所は只今事務局から説明がありましたとおりで申請地の南側に駐車場と倉庫を建築され北側に社宅を建築されるということです。申請地には用水路が中心を通っておりますので水路を8m程占用して通路として利用されるということですが将来は南側に水路を付替えたいということです。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。質問意見等ありましたらお願いします。

8番 鐘ケ江百合子 農業委員 社宅は2階建てですか。

事務局 平屋建てになっています。

古賀会長代理 申請地内の水路は農業用として利用されているんですか。

10番 稲員雅史 農業委員 農業用水路として利用されています。

古賀会長代理 大雨の時に水路が溢れる心配はないんですか。

- 10番 稲員雅史 農業委員 その心配はないと思います。
- 2番 中村正明 農業委員 水路占用については町に届けてあるんですか。

事務局 町に水路占用の申請をされています。

7番 渡邉和江 農業委員 申請理由が社宅ということですが誰が住まれるんですか。

事務局 社員か役員の方が住まれると思います。

7番 渡邉和江 農業委員 社員でしたら農業用倉庫は必要ないんではないでしょうか。

議長 役員でも家族の方ではないかと思います。

5番 丸山敬二郎 農業委員 申請地は基盤整備地区内ではないんですか。

事務局 申請地の道を挟んだ南側が基盤整備地区内となっております。

7番 渡邉和江 農業委員 水路の蓋は8m以外についてはされないんでしょうか。

事務局 蓋はされません。

2番 中村正明 農業委員 水路の付替えは、町がするんですか。

事務局 付替えされる方の自費工事となります。

3番 山村佳代子 農業委員 家庭用排水は何処に流れるようになっているんですか。

10番 稲員雅史 農業委員 中学校の方からきている排水路に流れるようになっています。

議 長 他に質問意見等はありませんか。

委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 5 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし次に進みます。順位6について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし次に進みます。順位7について事務局の説明をお願いします。

## 8番馬場啓介推進委員着席

事務局説明 順位 7 大字広川 他 1 筆 讓受人:■■ ■■ 譲渡人:■■ ■■ 申請理由 特退建築条件付売買予定地(6 区画)

議長事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明をお願いします。

10番 野田隆文 推進委員 申請地は広川アスタラビスタの北側にある農地で周囲は住宅が建っており転用に関しては何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位7について質問意見 等ありましたらお願いします。

委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位7について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし次に進みます。順位8について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 順位 8 大字一條 他 1 筆 讓受人:■■ ■■ 譲渡人:■■ ■■ 申請理由 資材置場

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明をお願いします。

12番 中島和彦 推進委員 申請地は只今事務局から説明がありましたとおりで、申請人の ■■ ■■さんは石材を置く資材置場用地に転用したいということですのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位8について質問意見 等ありましたらお願いします。

委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位8について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 過半数挙手。

議 長 賛成多数で認める事とし次に進みます。議案第3号令和5年度最適化活動の目標設定及び令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 農業委員会法の改正により、農地利用の最適化の指針を策定が義務付けられている旨説明し農業委員会の現在の体制や農地の利用集積等について推進の状況や事務の実施状況及び目標設定についての内容説明。

議長事務局の説明が終わりましたので質問意見等ありましたらお願いします。

委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。議案第3号について異議が無い方の挙手 を求めます。

委 員 全員举手。

議長 全会一致で認める事とし次に進みます。議案第4号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地集積計画の承認について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 所有権移転 順位 1 大字太田 譲受人:■■ ■■ 譲渡人:■■ ■■

議 長 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。所有権移転順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とします。以上で審議はすべて終わりました。